



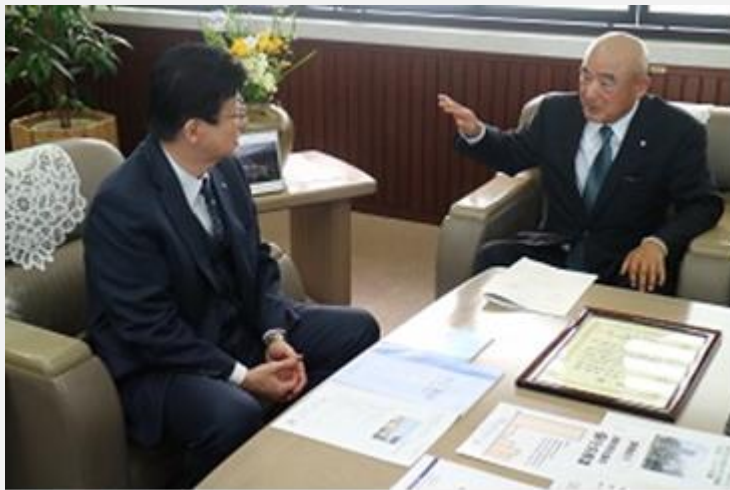
私たち組合員は
法令遵守を行動指針に
消防設備の保守点検業務を通じて
地域社会の安心と安全に貢献します

保守点検業務は
再委託禁止の原則を遵守し
組合員自らが雇用した資格者により
適正点検を実施します

組合員	62 社
常用従業員	651 人
うち消防設備士・消防 設備点検資格者等	433 人
電気工事士	181 人
防火設備検査員	71 人

- 報告義務者が点検を無資格者に行わせると消防法第 44 条第 1 項第 11 号の罰則です
- 違反行為をした法人の代表者や従業員も 30 万円以下の罰金又は拘留に処せられます

知事報告「中小企業組織活動懸賞レポート本賞受賞」令和 2 年 3 月 26 日



川勝知事「本賞受賞、おめでとうございます。
日頃の火災予防の貢献に感謝し御
礼を申し上げます」

西川理事長ほか組合役員は、令和 2 年 3 月 26 日（木）午後、静岡県庁の知事室を訪問し約 30 分、県経済産業部や県中小企業団体中央会の幹部同席のもと、一般財団法人商工総合研究所実施「第 23 回中小企業組織活動懸賞レポート」の本賞受賞（業界全国初）を川勝知事に報告しました。

知事室では、産業振興や火災予防などが

話題になり、川勝知事からは「皆さんは縁の下での力持ち」と温かい励ましの言葉を掛けていただきました。これを受け西川理事長は「組合員だけでなく県など地域一体となった支援・取組が評価された。今後も、ふじのくに静岡の取組を全国へ情報発信していきたい」と、引き続き地域の安全・安心や地域経済の活性化に貢献していく決意をお伝えしました。

第 26 回通常総会

“3 密回避” で総会を開催しました！

— 懇親会中止、出席者絞込み、マスク着用、検温、大会議室等 —



令和 2 年 5 月 20 日（水）15 時 45 分に開会した「第 5 回青年部会通常総会（後述）」閉会後の 16 時 15 分、会場を大会議室に移し「第 26 回通常総会」が開会となりました。西川和宏理事長が「厳しい事業環境の中、組合一丸となり共同受注、組合員への配分実施、業法制定・健全な業界確立に取り組む」と挨拶をした後、議長に選任された堀部莞爾副理事長の進行で議事が進められ、全議案（4 ページ）が原案どおり満場一致で承認・採択されました。16 時 45 分、通常総会は杉山和幸副理事長の閉会挨拶で閉会となりました。

写真は、スクール形式で最大 300 名利用の大会議室、組合の総会会場です。総会では 14 名で利用。究極の 3 密回避です。懇親会の中止、出席者の絞込み、定款に基づく書面議決・代理議決の併用、会議時間の短縮、感染防止（マスク、検温等）の徹底、開催の根拠確認、組合員への事前了解等々。

事業報告

令和元年度の確かな成果、 堅調な共同受注と組合員への配分実施！

総括すると・・・ 令和元年度の共同受注では、組合員及び組合関係者の頑張り・努力の成果としてほぼ前年度並み（共同受注 18 件・239 百万円余・税抜き）を確保するとともに、組合員への配分も確実に実施することができました。組合の存立基盤でもある共同受注及び組合員への配分確保は、点検現場を担う組合関係者（点検者）が支えています。また、県内外に組合の存在や事業環境の改善を目指した情報発信を積極的に行った結果、国表彰（中小企業庁長官賞・令和元年 11 月）や中小企業組織活動懸賞レポート本賞受賞（一般財団法人商工総合研究所・令和 2 年 2 月）などでも一定の成果を得ることができました。

個別の事業では・・・ 具体的には、例年どおり中小企業等協同組合法及び官公需法に基づく組合ラベル貼付の奨励、組合広報誌「組合だより」や組合ホームページ（ブログによる情報発信、組合役員へのメール定期便を含む）等を通じた広報、県内外ネットワークづくりを目指した幅広い情報発信（全国関係機関への組合だより送付等）、平成 28 年 6 月施行の防火設備定期検査報告制度への対応、県・市の地域産業政策への対応、県消防学校への講師派遣（令和元年 12 月）、国への要望活動などに取り組みました。



事業計画

県知事が設立認可し、国が認定した 官公需適格組合としての責務を果たす！

事業計画は、8 つの事業から成り立っています。そのうち基本は「官公庁の消防用設備等保守点検」業務の共同受注事業です。また、実際の保守点検業務に直接、関係する（保守点検器具等の）共同購入事業、中小企業等協同組合法及び官公需法に基づく点検済証（組合ラベル）貼付事業もあります。

さらに、事業環境の整備や教育情報提供事業、共同宣伝事業、組合員の増強、点検料金積算基準の活用及び福利厚生事業にも取り組みます。令和 2 年度は、令和元年度と同額の歳入・歳出予算額を計上・確保し、これまでの事業実績を基に、より一層の事業成果を目指す計画となっています。

組合活動の柱である「共同受注事業」の事業計画は次のとおりです。



「前年度受注物件の継続契約に努めるとともに県内における新規受注物件の掘り起こしや確保を図りながら、防火設備検査の受注確保、事業環境の整備等に取り組む。国及び県・市町における制度改正及び法令改正の動向に注視し的確に対処していく。」

昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策で中止された事業（理事と青年部会幹部役員の情報交換；左写真）がありましたが、令和 2 年度は事業計画の確実な実施を目指します。

第 26 回通常総会「理事長挨拶」全文

令和 2 年 5 月 20 日

静岡県消防設備保守点検業協同組合
理事長 西川 和宏

1 はじめに

本日は、今なお 8 都道府県で新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」が発令される中、総会にご参集をいただき御礼を申し上げます。第 1 回理事会の決定とはいえ、なぜ厳しい社会情勢にあって、出席人数を絞り感染防止策を講じた形で総会を開催するのか。

その理由は次のとおりです。その上で、令和 2 年度はこれから話す 3 項目（県内業界の動向への対処、業法の制定等、組合組織の充実・強化）を重点に取り組んでまいります。



- (1) 組合や業界を取り巻く環境が厳しさを増し組合員が一丸となる必要性。
- (2) 活動の全国的な評価を報告し組合員に誇りと自信を持って仕事をしてほしい。
- (3) 業法制定等を目指した取組の進展を想定し組合内の情報共有及び合意形成。

2 基本ルール（官公需）を崩す動き

公的な基本ルールである「法令遵守による適正点検」を崩す動きが出ています。組合は、国が官公需適格組合に認定した県知事設立認可の協同組合として、長年、法令遵守の徹底や一般競争入札の実現等に、県や市と共に取り組んできました。しかし、昨今、入札条件（仕様書の規定）や現行制度の隙間・取扱い不徹底等を背景とした極端な安値受注の発生、あるいは民間の自主的制度関連の働き掛けなど、「法令遵守による適正点検」の事業環境が崩されつつあります。令和 2 年度は、官公庁と連携して改善を図るとともに、官公需適格組合制度をより一層周知することで実効ある中小零細企業支援策の促進を目指します。

今、組合の力、組織力が試されています。

3 業法の制定等に向けた成果

令和 2 年度までに、業法の制定等については中央の立法担当行政機関との協議まで取組が進みました。

今後、こうした実務的な取組結果を基に、次なる段階へと取組が移行していくのを、現場を担う業界団体として見守っていきたいと考えています。また、健全な業界の確立では、「国の表彰」と「活動レポートの全国表彰」を受けました。さらに、令和 2 年 3 月 26 日には、川勝知事に 30 分のお時間をいただき、静岡県庁東館の知事室で直接、組合の活動を報告することができました。引き続き、蓄積した全国標準の発信情報を、組合 HP やブログ等を活用して、県内外の消防用設備等保守点検業の事業者や就業者に情報発信し県内外のネットワークづくりに取り組んでまいります。

4 組合組織の充実・強化

昨年度後半から、理事会では青年部会に関する議論がキッカケとなり、組合組織の充実・強化に向けた検討がスタートしています。検討の基本は、「現在の組合体制の水準確保、より一層の充実・強化」です。

設立から 26 年、多くの方の貢献・努力、また膨大な時間と労力・経費の結晶（集合体）として存立しているのが「静岡県消防設備保守点検業協同組合」です。この組合を共有財産として継承し発展させる共通目的を実現するため、引き続き組合組織の充実・強化に向けご協力、ご支援をお願いします。

5 まとめ

組合活動は、令和元年度も順調に結果を出しておりますが、一方で様々な課題を抱えています。また、本日、総会で皆様にお諮りする議案は、令和 2 年度以降の組合活動の基盤となるものです。組合員の皆様には、引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げ、総会開会に当たっての挨拶といたします。

以上

※ 理事長挨拶(全文)は組合員等に事前送付されました。

第 5 回青年部会通常総会が、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、感染防止に万全を期して開催されました。出席者は書面議決・代理議決を併用し会長及び副会長の計 7 名です。開会挨拶で、堀部成信会長は「引き続き会員相互の親睦を深めながら、親組合とも連携し青年部会活動の充実を図っていく」と挨拶。その後、堀部会長が議長となって議案審議に入り、令和元年度事業報告・決算、令和 2 年度事業計画・予算などの議案が原案どおり可決、承認され閉会となりました。

当組合内に、青年部会が発足して 6 年目を迎えます。社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、青年部会への期待が高まります。



令和 2 年度通常総会議案(第 26 回)

- 第 1 号議案 令和元年度事業報告、決算諸表及び剰余金処分案の承認に関する件
- 第 2 号議案 令和 2 年度事業計画及び収支予算決定の件
- 第 3 号議案 令和 2 年度賦課金徴収方法決定の件
- 第 4 号議案 借入金残高の限度額決定の件
- 第 5 号議案 新規組合加入者の加入手数料決定の件
- 第 6 号議案 役員報酬決定の件



◆◆◆ 理事会、会計監査と“新型コロナウイルス感染症”◆◆◆

会計監査(令和元年度分)を“3 密回避”で実施

猛威を振るう新型コロナウイルス感染症。緊急事態宣言の発令（静岡県は対象外）下の 4 月 15 日（水）午後、監事 2 名による会計監査が実施されました。会場は、組合事務所の外に会議室（定員 50 名）を確保し、政府が要請する 3 密回避の措置をとるなど万全の感染防止策を講じました。監事以外にも立会いの理事長及び総務担当副理事長、事務局職員が出席し実施された会計監査は約 2 時間、原簿や関係書類をしっかりと確認して完了。「適正に処理されている」との監査結果をいただきました。



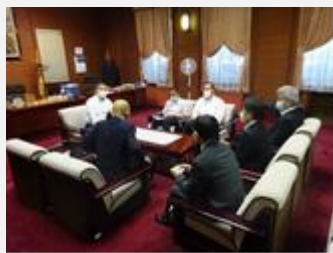
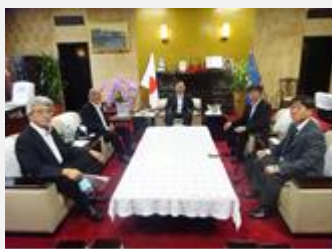
新年度がスタート、第 1 回理事会の開催！

最重要議題は、「第 26 回通常総会（令和 2 年 5 月 20 日）を開催できるか」でした。新型コロナウイルス感染症への対処です。

理事全員が出席し徹底審議した結果、①通常総会は書面議決・代理議決の併用など対策を講じて開催、②組合加入申込みの組合対応、③厳しさを増す共同受注環境への対応等を決定。組合方針が固まり新年度がスタートしました。4 月 14 日（火）午後開催の第 1 回理事会も会計監査と同じ会場（3 密回避で実施）でした。



◆◆◆ 受注先へ組合役員が挨拶（静岡県庁等） ◆◆◆



令和2年度の共同受注活動が終盤を迎えた6月23日（火）、組合役員は、静岡県の中小企業施策を推進する県議会や令和2年度受注先、消防機関等（静岡方面）を訪問。第26回通常総会の開催結果など組合の取組を報告いたしました。

新型コロナウイルス感染症による経済の低迷や生活様式の変化等が懸念される中、組合の取組に理解を求めるとともに、組合としても官公需適格組合としての責務を果たすため、引き続き地域の安全・安心、地域経済の活性化に貢献していくことを組合役員が関係の皆様にお伝えしました。



写真上から山田県議会議長、自民党県連三役（中沢幹事長他）、静岡市消防局長他、県資産経営課長、県教委財務課長、県危機管理部長代理、県経済産業部長代理

【 令和2年度共同受注状況 / 令和元年7月10日現在 】

静岡県庁舎、県立高校グループ、県内の関係市教育委員会（小・中学校等）などで、ほぼ前年度並み受注を確保しましたが、受注環境は益々厳しさを増しています。これを乗り越えていくためには、1企業では出来なくても複数の企業なら実現できる「協同組合の力」を発揮し、国が制度化した中小零細企業の支援スキーム「官公需適格組合の活用」を推進していく必要があります。一方、**組合及び組合関係者(点検者含む)は、発注する「官公庁の信頼」と「点検業務の質に対する信用」を得るため、常に高い規範をもって専門技術・知識の習得・資質向上に努めていきます。**



（信頼と信用が基本）

静岡県消防設備保守点検業協同組合の資格者など・集計結果（令和2年7月1日現在）

組合では、組合員を対象に毎年、4月末現在の正規従業員や消防設備士など有資格者の把握をしています。有資格者については、資格者証等（送付されたカラーコピー）の確認も行っています。

年度末・年度当初の慌ただしい時期に、組合員の皆様に報告をお願いするのは組合事務局としても心苦しいことですが、この把握・確認が「適正点検」「有資格者点検」の前提となっています。

令和2年7月1日現在の集計結果では、消防設備士が380名など有資格者が大幅に増加しています（下表）。なお、組合員数、正規従業員数・技術従業員数等は、組合設立以降の最大となっています。

（単位：人）

項目 年月日	正規従業員 (組合数)	うち技術	消 防 設備士	点 検 資格者	電 気 工事士	特殊電気 工 事 士	自家発専 門技術者	防火設備 検 査 員
2020. 7. 1	651(62)	433	380	258	181	14	36	71
2020. 4. 30	644(60)	427	374	253	180	13	35	70
2019. 5. 1	611(56)	409	354	257	170	13	30	69
2019. 4. 30	600(55)	400	352	251	162	10	30	69

官公需適格組合における「共同受注業務の流れ」

—たかが官公需適格組合、されど官公需適格組合—

今回は、官公需適格組合における「共同受注業務の流れ」を特集しました。特集内容は一昨年、組合が作成した「組合 25 年史（組合 HP で公開）」を基にしています。

契約者は組合です！ 委託業務の契約だけでなく、全ての業務の履行主体は「協同組合（代表理事）」です。一般的には、営業段階までは協同組合（大きな組織体）が行い、受注後は協同組合内の組合員（＝単独業者）が契約主体となる形が多いと思いますが、当組合は協同組合（代表理事）が契約者となり全ての業務を協同組合が（組合員が共同で）履行します。



受注業務は組合員が行う、幹事会社の役割 協同組合が受注し契約した受注業務は、組合員が共同で行います。その際、組合内の円滑な業務処理を確保するため、共同受注した業務ごとに、組合例規のルールに基づき組合員の中から幹事会社（個々の中小零細企業の組合員を指導・監督できる体制及び能力を有する法人組合員）が選定されます。言うなれば、業務を執行するリーダーです。選定された幹事会社が中心となり、組合員と協議（右上写真）しながら、次にあげる協同組合の業務を処理します。組合事務局も担当業務を処理します。発注者から支払われる点検料は、処理業務に基づき配分されます。ページ下段の図-2 は、共同受注活動に直接関係する組合組織図です。

（例） 官公庁の発注情報の収集、受注活動、入札準備・参加、契約、点検日程の調整、点検配分の協議、現場点検の実施及び消防機関等への報告、点検者の監督・管理、発注者との連絡調整、点検料の受領、国税等の申告・納税、業務文書の保管、組合独自の年 2 回の検査（書類検査・現場検査）、組合内の有資格者把握など。

組合員を指名しているのに？ 官公需適格組合を応援する県内自治体の発注担当者から言われました——「協同組合の組合員である業者を、競争入札にちゃんと指名していますよ！」。図-1 の A 「単独業者を個別に指名」する形です。しかし、この形が固定化した場合、協同組合の存在意義はなくなります。官公需適格組合の支援は、図-1 の B 「官公需適格組合を指名」する形です。**多数の中小零細企業に、お役所の仕事を届ける形が「官公需適格組合」の仕組です。**

組合は組合員に下請け？ 共同受注した点検業務は、決して協同組合の中で組合員に下請される訳ではありません。幹事会社が中心となり、組合員と協議した内容で業務を遂行し点検料の配分を行います。幹事会社は、他の組合員が負担しない業務を負担し、組合事務局も様々な業務を処理しています（税金も納めている）。受領した点検料の配分は、総会で決定された基本ルールと組合員による配分協議で決定され実施されています。これって下請け？

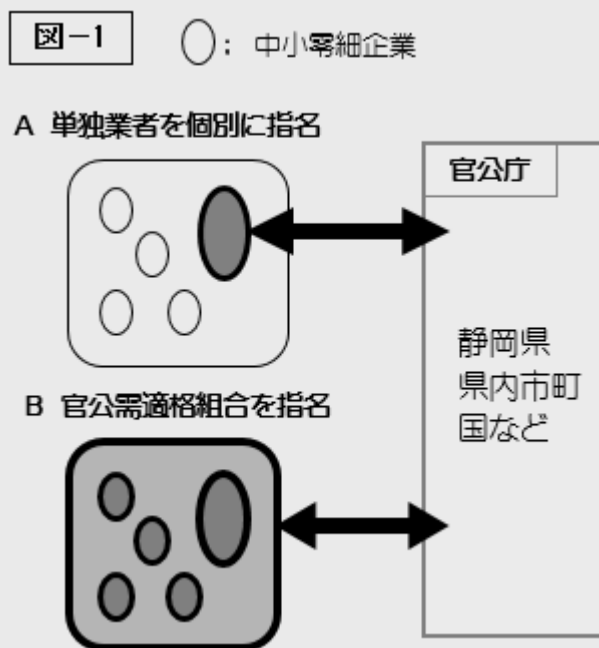
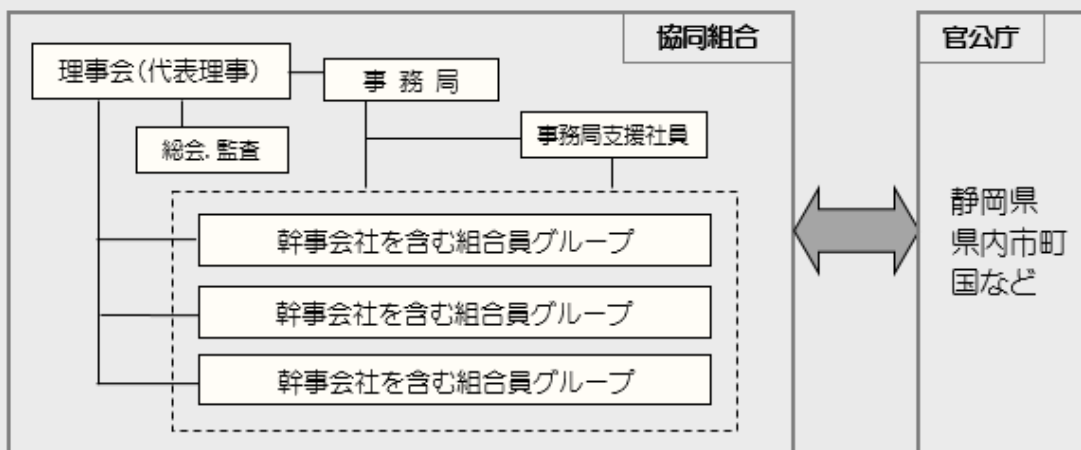


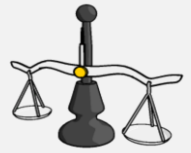
図-2

共同受注活動に
直接関係する組
合組織図

（注）右図の「事務局支
援社員」とは、組合に
関する様々な業務を、
関係者・関係団体の「潤
滑油」となって処理し
てくれる幹事会社（組
合員）の社員



◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆



～ 相続法の改正（５）～



顧問弁護士 吉川友朗
静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
静岡市葵区鷹匠 1-4-1
佐野ビル 3 階
電話 054-205-2250
FAX 054-205-2290

今回も相続法の改正の中から配偶者居住権についてお話しします。
配偶者居住権には、短期配偶者居住権と長期（一般）配偶者居住権の二種類あります。

前者は、被相続人の配偶者が被相続人名義の建物に無償で居住していた場合には、被相続人が亡くなった後も一定期間当該建物に、無条件かつ無償で住み続けることができる権利です。

従来は、相続が開始されると、被相続人名義の建物は相続財産となってしまう、相続人全員の共有となってしまうため、配偶者以外の相続人から退去を求められるおそれがありました。

しかし、今回の改正によって、配偶者の権利が明文化されたので、配偶者は、①相続開始後 6 か月間、②遺産分割協議が終了するまでのどちらか遅い方の時期まで、被相続人名義の建物に住み続けることができるようになります。

よって、遺産分割協議が難航しても、それが終了するまでは、被相続人名義の建物に住み続けることができるようになりました。

なお、短期配偶者居住権は、何らの手続きも必要なく、当然に認められるものですので、被相続人が生存中にも、被相続人が死亡後にも、配偶者の方は何もしなくても大丈夫です。

一方、後者は、被相続人の配偶者が被相続人の財産に属した建物に相続開始時において居住していた場合において、①遺産分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき、②配偶者居住権が遺贈（遺言によって無償で贈与されること）の目的とされたときのいずれかに該当する場合、被相続人の配偶者がその居住用建物の全部を無償で使用収益できる権利です。なお、一般の配偶者居住権には存続期間はありませんので、被相続人の配偶者が希望する限り、永遠に住み続けることができます。

但し、被相続人が相続開始時に居住建物を配偶者以外の第三者と共有していた場合、配偶者居住権は成立しません。例えば、居住用建物が、被相続人とその姉との共有名義であった場合には、配偶者居住権は成立しません。

また、配偶者が居住建物の共有持分（所有権の一部）を有することになった場合であっても、他の者が共有持分を有するときは、配偶者居住権は消滅しません。例えば、被相続人から配偶者に配偶者居住権が遺贈される一方で、居住建物の所有権については何も遺言されなかった場合、配偶者は共同相続人として居住建物の共有持分を有することになりますが、共有持分では居住建物を自由に使うことはできないので、配偶者居住権は消滅しないこととされました。

組合員の異動（お知らせ）

敬称略

- 【 加 入 】 ・セルコ産業株式会社 代表者 西川和宏 静岡市駿河区 R2.4.1
・木下電気株式会社 代表者 木下哲志 浜松市浜北区 R2.4.1
・宮下防災 代表者 宮下光 袋井市天神町 R2.4.1
・ライト・アーマー 代表者 中村文彦 浜松市西区 R2.4.1
・株式会社鈴木防災 代表者 鈴木啓示 磐田市富丘 R2.6.1
・有限会社北部防災工業 代表者 鈴木康之 磐田市大久保 R2.6.1
- 【 名称変更 】 ・宮崎サービス（代表者 宮崎誠二 静岡市葵区） ➡ 宮崎設備 R2.5.1

官公需適格組合の確かな業務と信用とは！

官公需適格組合は、国(中小企業庁)が厳しい審査を行い、「官公庁等の発注する業務(＝官公需)を責任を持ってやり遂げることができる協同組合」であると認定した組合をいいます。昭和42年(1967年)に制度が創設されました。静岡県では、官公需適格組合を活用し支援する県条例(平成26年3月)が制定されています。

したがって、官公需適格組合は、常に国等の厳しい監督や指導を受けています。その確かな業務と信用は、法律などの制度と関係者の厳しい運用で維持され確保されています。

私たちの協同組合は、平成13年11月に「官公需適格組合」に認定されました。



>>組合員名簿

会 社 名	代 表 者	住 所	電 話	会 社 名	代 表 者	住 所	電 話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市沼北町	055-923-3363	サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中区	053-474-3837
鈴与技研(株) 東部営業所	岩崎 四郎	沼津市大諏訪	055-941-6481	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市東区	090-5118-8048
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-265-9255	(株)鈴木防災	鈴木 啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
消防機材山治(株)	福井 隆幸	静岡市葵区	054-248-0119	鈴与技研(株) 西部営業所	川村 孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	セルコ(株) 本社 掛川営業所 磐田営業所 湖西営業所	西川 和宏	浜松市東区	053-463-1341
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210		高島俊太郎	掛川市園ヶ谷	0537-22-0119
セルコ産業(株)	西川 和宏	静岡市駿河区	054-260-6009		柴 田 圭	磐田市今之浦	0538-31-8565
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855		藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
(株)タピア	湊 宏 治	静岡市葵区	054-248-6466	相互電池産業(株)浜松事務所	石原 忠勝	浜松市東区	053-424-7552
日興電気通信(株) 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762	(株)タキボウ	瀧 雅 也	浜松市中区	053-523-7500
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市河町	0547-35-2001	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
平尾設備	平尾 鎌平	静岡市清水区	090-8186-6318	東海消防技研(株)	佐 藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	東海防災(株)	中村 仁志	浜松市中区	053-474-2627
(株)プラステクト	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
宮崎設備	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	ニッコウプロセス(株)	加藤 裕介	浜松市北区	053-439-1122
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	(株)日本防火研究所	市川 智也	浜松市東区	053-461-1373
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
アイエムサービス	岩 本 良	浜松市東区	090-6396-4340	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	(同)藤屋設備	近藤 奈央	浜松市北区	053-542-0084
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	(有)北部防災工業	鈴木 康之	磐田市大久保	0538-38-1742
(有)遠州消防設備	神谷 正巳	磐田市天竜	0538-34-6574	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
太田防災	太田 済広	浜松市天竜区	053-925-2814	宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
木下電気(株)	木下 哲志	浜松市浜北区	053-582-3930	みゆき防災	野 末 悠	浜松市北区	090-5454-2003
北沢防災設備(有)	北沢 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	ムラソー	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
(株)北島電設	北島 実	浜松市東区	053-433-5303	ライト・アーマー	中村 文彦	浜松市西区	080-5130-1996

>>賛助会員名簿

会 社 名	代 表 者	住 所	電 話
TOA(株) 静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-340-0013
パナソニック(株)ライフソリューションズ社静岡電材(営)	内藤 孝夫	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	054-202-3811

理 事 長	西川 和宏	セルコ株式会社
副 理 事 長	杉山 和幸	鈴与技研株式会社
副 理 事 長	堀部 莞爾	ニッコウプロセス株式会社
専 務 理 事	仁科満寿雄	事務局長兼務
理 事	飯 塚 勝	広伸防災株式会社
理 事	吉川 友朗	静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
監 事	宇式 三郎	株式会社アオイテレテック
監 事	土谷 直人	ニッセー防災株式会社
事務局職員	鷲巣 節子	